

認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業の概要

- 実施主体：市町村（適切な事業運営が確保できると認められる団体には委託可能）
- 事業要件：「認知症地域支援推進員等設置促進事業」に規定する「認知症地域支援推進員」、もしくは実施主体がそれと同等の機能を有すると認める者を必ず配置。

（メニュー事業の内容）

認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業

病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進

地域密着型サービス事業所、介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進

高齢者虐待防止対応の推進

認知症の人の家族に対する支援の推進

認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進

病院・介護保険施設等での認知症対応力向上の推進

認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると実施主体の長が認めた者

例：認知症専門医、認知症サポート医
認知症介護指導者 等



企画・調整

認知症地域支援推進員等が、病院や介護保険施設などからの相談等に基づき、企画・調整を行う。



訪問し、事例ごとに個別支援

対応困難な事例が発生し、その対応が終了した後、当該事例に類似した事例が今後発生した場合にどのように対応すればいいのかを相談

病院や介護保険施設などの職員の認知症への理解や対応力を深め、行動・心理症状の増悪による転院や入院を防ぐため、当該病院・介護保険施設等の職員に対して、行動・心理症状等で対応困難な事例への助言等の個別支援を実施



一般病院等



老健施設・特養等

(参考)

病院・介護保険施設等での認知症対応力向上の推進と、 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の比較

自病院・施設内における「認知症ケア」対応能力の向上を行うため、都道府県等の開催する研修会に医療従事者が参加。

都道府県・指定都市

認知症地域医療支援事業

病院勤務の医療従事者向け
認知症対応力向上研修

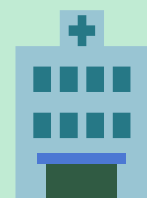
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施する。

市町村

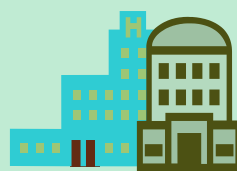
認知症施策推進5か年計画促進支援
メニュー事業

病院・介護保険施設などでの
認知症対応力向上の推進

病院や介護保険施設などの職員の認知症への理解や対応力を深め、行動・心理症状の増悪による転院や入院を防ぐため、認知症地域支援推進員等の企画に基づき、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると実施主体の長が認めた者が訪問し、当該病院等の職員に対して、行動・心理症状等で対応困難な事例への助言等の個別支援を実施する。



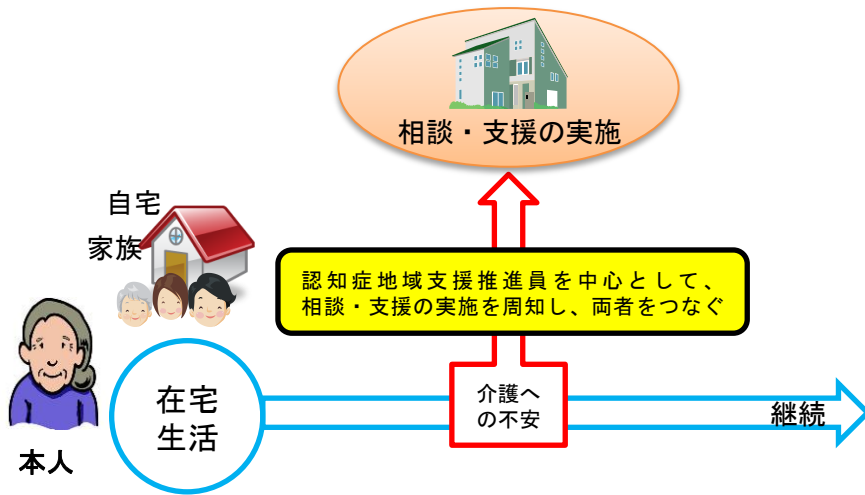
一般病院等



老健施設・特養等

認知症地域支援推進員等が企画・調整し、認知症専門医、サポート医等が訪問し、個別事例対応を行う

地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進



<基本的な考え方>

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活していくために、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム等が相談員を設置し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して専門的な相談支援等を行う。

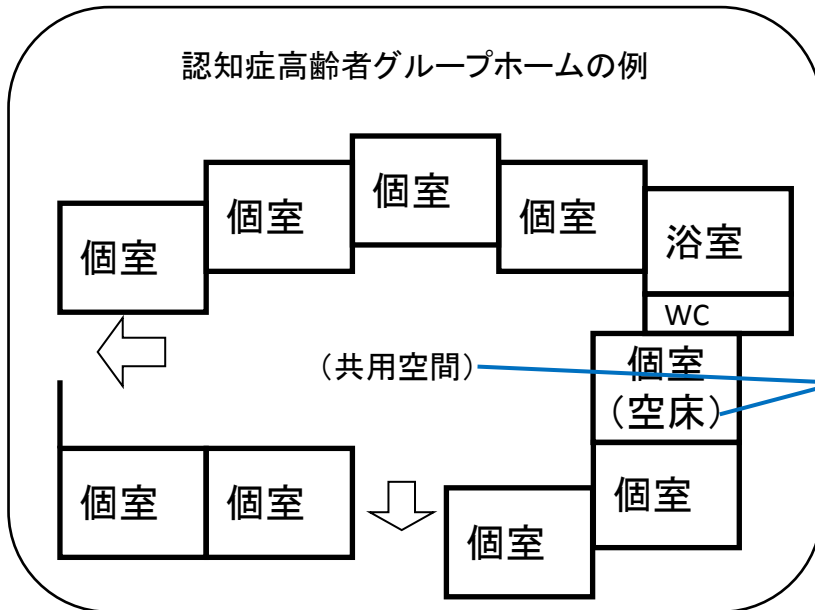
<想定される相談員>

委託事業所内の、

- ・ 認知症介護指導者研修修了者
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者
- ・ その他実施主体の長が認める認知症介護の経験等が豊富な者

<想定される相談実施場所>

- ・ 事業所内の空床の個室
- ・ 事業所内の共用空間(十分な広さがある場合に限る)
- ・ その他外部(例:市役所内の会議室)



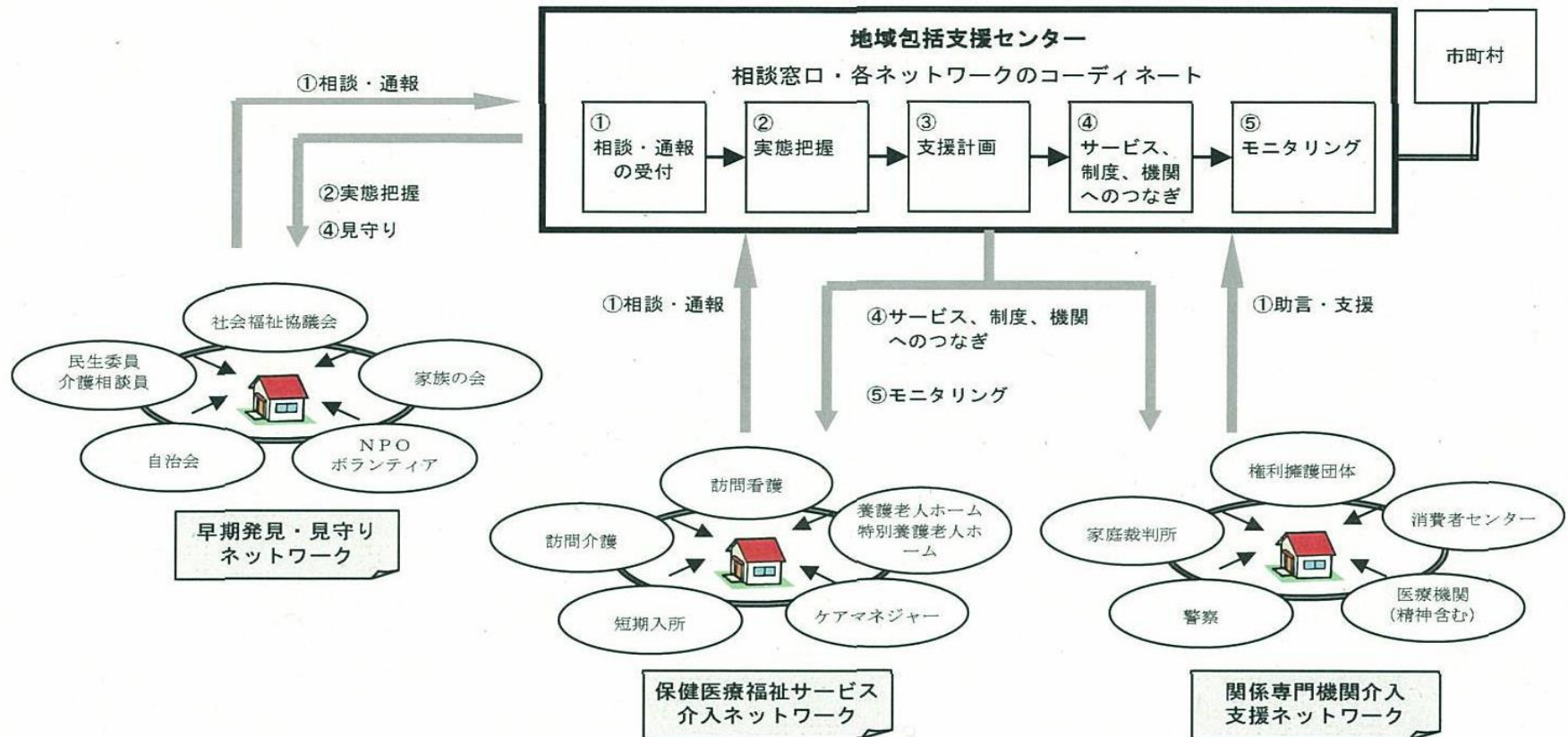
高齢者虐待防止対応の推進(例)

－高齢者虐待防止のためのネットワークについて－

市町村において、以下の3つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築し、地域の支援を必要とする高齢者を発見し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止する。

- ① 民生委員や地域住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担う「早期発見・見守りネットワーク」
- ② 介護保険サービス事業者等からなり、虐待事例の対応検討や具体的支援を行う「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」
- ③ 行政機関、法律関係者、医療機関等からなり、保健医療福祉分野の範囲を超えた専門的な協力を得るための「関係専門機関介入支援ネットワーク」

高齢者虐待防止ネットワーク構築の例



認知症の人の家族に対する支援の推進

<基本的な考え方>

認知症の人の介護を行うことは、その家族にとって相当な負担となっており、認知症の人とその家族などとの関係性によっては、認知症の人に悪影響を与えるおそれが生じる。

そのため、地域において認知症の人の家族を支援し、認知症の人の家族の負担の軽減を図る。

<具体的な取組例>

認知症の本人、その家族、専門職、地域住民など誰もが参加でき、和やかに集うカフェの開設
→認知症の人の家族が状況を共有できる人と出会い、相互に情報を共有することで介護等に活かすことができる、等の効果がある。

※ 右の「取組の一例」を参照のこと

<補助の対象>

認知症の人の家族を支援し、認知症の人の家族の負担の軽減を図るための取組を開始するための初動経費や、当該取組の中で、講師による専門的な講義等を行った場合の謝金

認知症カフェの取組の一例

(K市地域包括支援センターの取組)

- 1～2回／月程度の頻度で開催(2時間程度／回)
- 通所介護施設や公民館の空き時間を活用
- 活動内容は、特別なプログラムは用意されていなく、利用者が主体的に活動。
- 効果
 - ・認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・家族 → わかり合える人と出会う場所
 - ・専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の体調の把握が可能)
 - ・地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)

認知症カフェの様子



夜のカフェの様子

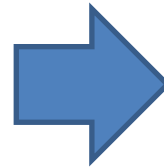
認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進

— 「認知症ライフサポートモデル」の実現のために—

<認知症ケアの課題>

○認知症ケアに関わる専門職間で共通理解が図られていない。

- ①専門職ごとに「認知症の人」の捉え方が違う
- ②つながりのないバラバラなケア
- ③ケアの目標が異なる
- ④課題解決できないと、本人の居場所を移してしまう
- ⑤自分の専門領域の情報だけで対応する



<認知症の人を支えていくために必要なこと>

- 本人のニーズを多面的に捉える
 - 専門職間の目標を共有する
 - 専門職相互の役割や機能を理解する
- ということを意識し大切にしながら、
- ①自己決定を支えていくこと
 - ②自らの力を最大限に使って暮らすことを支えること
 - ③住み慣れた地域で継続性のある暮らしを支えていくこと
- を今後目指していくことが必要。

多 職 種 協 働 が 重 要

【そのために必要な具体的取り組み】

- ・多職種協働のための基盤づくり
- ・身近な地域でのチームづくり

が欠かせないため、これらを支援するための「認知症多職種協働研修」を実施する。

(参考)

認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進

— 「認知症ライフサポートモデル」 —

【定義】

認知症の人への医療・介護を含む統合的な生活の支援

【説明】

認知症ケアは、

(1) 疾病および体調管理から、日常生活の支援、自己決定に関わることまで、総合的な支援が求められており、(2) 早期から終末期まで地域社会の中で支えていく継続的な関わりを基本に、生活の支援を中心とするケアの提供が求められる。

「認知症ライフサポートモデル」は、医療も介護も生活支援の一部であることを十分に認識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアに結びつけていくことを目指している。

ライフ(Life)は、

「生命」「生活」「人生」等の意味があり、その人が生きてきた人生や、出会いから終末までの継続的な関わりが含まれる言葉である。

サポート(Support)は、

支える、支持する等の意味があり、主体は本人であることを前提とする言葉である。

以上の考え方から、「認知症ライフサポートモデル」という言葉が選択された。

認知症の人への医療・介護を含む統合的な生活の支援

